鶴田町長交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱 平成26年10月1日鶴田町告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町行政の円滑な運営と透明性を確保するため、町長(町長の代理によるものを含む。以下「町長等」という。)が、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

- 第2条 交際費の種類及び支出範囲は、次に掲げるものとし、その支出基準額 は別表1及び別表2に定めるとおりとする。
 - (1) 弔慰 町政功労者又は町政関係者等の本人、配偶者又は一親等親族の死亡に際して支出する。
 - (2) 慶祝 各種総会、大会、式典、行事等に町長等が出席する場合に支出する。
 - (3) 会費 各種会合等に町長等が出席する場合に、その会費等の実費を支出する。
 - (4) その他 前各号に規定するもののほか、外部の個人又は団体との交渉等 に際し町長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。 (公表内容)
- 第3条 交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出年月日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出件名
 - (4) 支出金額
- 2 前項の規定にかかわらず、鶴田町情報公開条例(平成19年鶴田町条例第 1号)第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期及び方法)

第4条 交際費の公表は、町長交際費支出状況 (別記様式) により、毎月、当 月分を翌月末までに鶴田町ホームページに掲載するとともに、町長が指定す る場所において縦覧に供することにより行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、町長交際費の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

区	分	支 出 基 準 額
弔	慰	別表2の定めるところによる。
慶	祝	お祝いは 5,000 円以内又は会費相当額、祝花は 20,000 円以内。
会	費	社会通念上妥当と認められる実費相当額。
その)他	社会通念上妥当と認められる範囲内において町長が決定する。

別表 2

	対 象 者			
	区分	続柄	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考
A	 常勤の特別職及び教育長 町議会議員 執行機関の委員等 (監査委員、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員会会長、財産区会長、消防団長 	本人配偶者子。	盛花 20,000円 香典 10,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度) 盛花 20,000円 香典 5,000円	
	4. 名誉町民、町特別功労褒 賞、受賞者(本人に限る)	実父母	燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度)	
В	 執行機関の委員等 (選挙管理委員会委員、教育委員会委員、農業委員会委員、財産区委員、消防団副団長及び分団長、ほか各種委員名簿登載者) 	本人	花環料 5,000円 香典 5,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度)	花環料と 花環ポス ター (町 内のみ)
С	1. 元常勤の特別職及び元教育長 2. 元町議会議員 3. 特に町に功労があったと町 長が認めた場合	本人	盛花 20,000円 香典 5,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度)	
D	1. 一般職員	本 配子実及居母 母同父	盛花 20,000円 香典 5,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度) 花環料 5,000円 香典 5,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度)	花環料と 花環ポス ター (町 内のみ)
Е	1. 町と密接な関係にある地方 公共団体の首長	本人	盛花 20,000円 香典 10,000円 燈明料 20,000円 (会費の場合は会費を限度)	
F	 国会議員、知事、県議会議員・各省庁職員等 元国会議員、元知事、元県議会議員・元各省庁職員等 その他特に町長が必要と認める者 	本人	随時協議する。	

別記様式(第4条関係)

町長交際費支出状況

(年月分)

年月日	区分	件。	名	金	額(円)
		合 計	件		

累計(年度)

レ 八	月分		年度累計		
区分	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	
弔 慰					
慶祝					
会 費					
その他					
合 計					